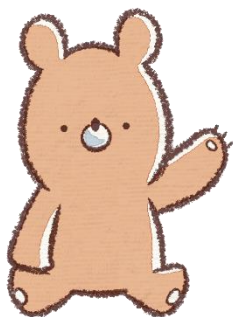


お子さまに気になる点があ  
でもいいのでぜひお話ししや  
相談先を迷う場合は、下記  
ご相談ください。



## 発達障害支援について知りたいとき

障害のある方(お子さま)や、その保護者の方などが利用できる福祉サービスや制度についてご案内したり、ご相談に対応したりいたします。

### 相談支援事業所

江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」 ☎ 0823-27-8899  
(江能福祉会・江田島市社会福祉協議会による合同相談支援事業所)

江田島市障害者生活支援センター  
(社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会) 〒737-2302 江田島市能美町鹿川2015番地2  
☎ 0823-27-8880 📠 0823-27-7760

障害者相談支援事業所江能  
(社会福祉法人 江能福祉会) 〒737-2101 江田島市大柿町飛渡瀬3832番地  
☎ 0823-27-8885 📠 0823-27-8886

サイトURL : <http://etajima-syakyo.org/service/handicapped.html>

障害児相談支援事業所<sup>ほほ</sup>歩歩  
(株式会社 歩歩) 〒737-0112 呉市広古新開五丁目5番25号  
☎ 0823-76-5711 📠 0823-76-5722

歩歩江田島 : 〒737-2212 江田島市大柿町大君98番地4 ☎ 40-3328 📠 57-2237

### 市役所

江田島市 福祉保健部 社会福祉課 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地2階  
☎ 0823-43-1638 📠 0823-57-4432  
✉ [syakai@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:syakai@city.etajima.hiroshima.jp)

サイトURL : <https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/articles/218>

## 子育てについて心配ごとがあるとき

子育て全般に関するご相談や、乳幼児期の発達についてのご相談等に対応いたします。

### 市役所

江田島市 福祉保健部 子育て支援課 〒737-2122 江田島市江田島町中央四丁目18番28号  
☎ 0823-42-2852 📠 0823-42-3322  
✉ [kosodate@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:kosodate@city.etajima.hiroshima.jp)

サイトURL : <https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/222>

## 健康について心配ごとがあるとき

健康全般に関するご相談や、医療に関する制度についてご案内等をいたします。

### 市役所

江田島市 福祉保健部 保健医療課 〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地2階  
☎ 0823-43-1639 📠 0823-57-4432  
✉ [iryuu@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:iryuu@city.etajima.hiroshima.jp)

サイトURL : <https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/221>

# に相談する

れば、ささいに感じるこ  
すい窓口にご相談ください。  
のカテゴリを参考にして、



## 学校生活について心配ごとがあるとき

就学前の学校の選択などに関するご相談、就学後の学習面や進路、友人関係などに関するご相談に対応いたします。

教育機関	特別支援教育コーディネーター (市内の各小学校・中学校・高校に配置)	学内に配置されており、発達障害児等の特別な支援を要する児童に関する相談窓口となって関係者や関係機関との連絡調整を行います。
	広島県立呉特別支援学校江能分級	〒737-2302 江田島市能美町鹿川3406-3 ☎ 0823-45-5120 📠 0823-45-5120 ✉ t-fukudak966709@hiroshima-c.ed.jp
	サイトURL : <a href="http://www.kureenou-sh.hiroshima-c.ed.jp/">http://www.kureenou-sh.hiroshima-c.ed.jp/</a>	
市役所	江田島市 教育委員会学校教育課	〒737-2397 江田島市能美町中町4859番地9 ☎ 0823-43-1900 📠 0823-45-3501 ✉ gakkou@city.etajima.hiroshima.jp
	サイトURL : <a href="https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/articles/230">https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/articles/230</a>	
県	広島県立教育センター 特別支援教育・教育相談部	〒739-0144 東広島市八本松南1-2-1 ☎ 082-428-1188 📠 082-428-7100
	サイトURL : <a href="http://www.hiroshima-c.ed.jp/index.html">http://www.hiroshima-c.ed.jp/index.html</a>	

## 当事者の話や助言を聞きたいとき

障害のあるお子さまを育てる当事者、あるいは経験者として発達障害等(知的障害相談員は知的障害を伴うもの)についての相談に応じ、助言や情報提供を行ってくれるので、より相談者に身近な目線で話を聞いてもらうことができます。

地域の窓口	江田島市手をつなぐ育成会	代表者：護山智孝 〒737-2301 江田島市能美町中町1869番地 ☎ 0823-45-2430
	サイトURL : <a href="https://pref-h-ikuseikai.or.jp/">https://pref-h-ikuseikai.or.jp/</a> (広島県手をつなぐ育成会ホームページ)	
	知的障害者相談員	越野 哲也 ☎ 090-7501-1733

お子さまの発達や  
育児で悩むのは  
お子さまを思えばこそ！



ひとりで抱え込まないで、  
遠慮せず、どこへでも、  
何度でもご相談ください。



# 医師の診断を受ける

診断を受けることで、お子さまの特性の傾向が明らかになり、対応しやすくなります。

また、診断書の作成が可能になり、発達を支援するためのサービスを利用できるようになります。

## 発達障害の診療が可能な医療機関

ここでは市内から二次医療圏域（健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する区域）である呉市までの医療機関をご紹介します。

市内	名称	所在地	問い合わせ
	医療法人社団吉田会 吉田病院	〒737-2126 江田島市江田島町津久茂二丁目6番2号	☎0823-42-1100

※ 中学生以上の児童が対象となります。詳しくは医療機関に直接お問い合わせください。

二次医療圏域（呉市）	名称	所在地	問い合わせ
★	神垣小児科	〒737-0131 呉市広中町12-24	☎0823-71-3400
★	医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	〒737-0001 呉市阿賀北一丁目15-45	☎0823-72-6111
	小早川クリニック 心療内科	〒737-0112 呉市広古新開七丁目24-3	☎0823-76-3351
★	重症心身障害児施設 ときわ呉	〒737-0024 呉市宮原十三丁目2番12号	☎0823-32-3777
	心療内科 村岡クリニック	〒737-0051 呉市中央二丁目6-10村上ビルⅡ4階	☎0823-32-2223
	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	〒737-0023 呉市青山町3番1号	☎0823-22-3111

※ 医療機関によっては対象年齢を定めている場合もありますので、直接お問い合わせください。  
★印の医療機関は、未就学児の診断書・意見書の作成が可能です。

※ 県内全ての発達障害診療医療機関については県のホームページ(下記URL)からご覧ください。  
[ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html> ]

## 市の発達相談もご活用ください

お子さまの年齢が低いと、医療機関で障害と断定（診断）するのが難しい場合があります。また、子育てで気になることはあっても、いきなり病院は…とお思いの方もおられるかと思えます。そんな方は、市が定期的に開催している「のびのび発達相談」をぜひご活用ください。

事前予約制で、相談時間は1人につき1時間程度です。心理判定員もしくは言語聴覚士がご相談をお伺いし、発達検査を実施します。その結果から、お子さまに応じた関わり方についての助言を受けることができます。

予約・お問い合わせ：福祉保健部 子育て支援課 ☎ 0823-42-2852 ☎ 0823-42-3322



# 手帳の取得を考える



診断を受ける時に、手帳の取得についても医師に相談してみましょう。知的障害を伴う場合は「療育手帳」、伴わない場合も、「精神障害者保健福祉手帳」の対象になる可能性があります。

## 手帳取得のメリット

手帳の交付を受けることで、医療費の助成や携帯料金・交通機関の運賃の割引といったお子さま本人を対象にした支援に加え、保護者の方も、各種納税の軽減やお子さまの同伴者としての交通機関の運賃割引等の支援を受けられる可能性があります。

また、お子さまが就労を考える歳になった時、手帳を所持していた場合、一般雇用枠での就労の他、障害者雇用枠での就労が可能となります。

## 精神障害者保健福祉手帳

発達障害により生活に制約や困難を感じる場面が多いお子さまは、取得できる可能性があります。取得を検討する場合、診断書作成が可能か主治医や専門医に相談してみましょう。

### 概要

統合失調症等の精神疾患、高次脳機能障害、発達障害のある方(18歳未満の場合その保護者)からの申請により、その程度によって手帳が交付されます。

### 障害等級

1級(重度)、2級(中度)、3級(軽度)

### 新規交付申請

下記の必要書類等を準備し[江田島市役所 社会福祉課(☎ 0823-43-1638)]に申請します。

- ・顔写真1枚\* ・個人番号のわかるもの
- ・診断書兼意見書(所定様式・自立支援医療(精神通院)(P17参照)申請用と兼用)、もしくは精神障害による障害年金の受給を証明できるもの(年金証書の写し等)

## 療育手帳

発達障害に加えて、知的障害(おおむねIQ70以下)により生活に制約や困難を感じる場面が多いお子さまは、取得できる可能性があります。

取得には、広島県西部子ども家庭センター(☎ 082-254-0381)の判定が必要ですので、申請する前に相談し、判定予約を行いましょう。

### 概要

知的障害のある方(18歳未満場合はその保護者)からの申請により、その程度によって手帳が交付されます。

### 障害等級

○A(最重度)、A(重度)、○B(中度)、B(軽度)

### 新規交付申請

下記の必要書類を準備し[江田島市役所 社会福祉課(☎ 0823-43-1638)]に申請します。

- ・顔写真1枚\* ・個人番号のわかるもの ・診断書(不要な場合もあります。)



# 医療費の助成を受ける

お子さまの特性の現れ方や困りごとは、年齢やライフステージ、その時の精神状態によって変化するため、定期的な医療の介入を要するケースが多くあります。その場合は、下記制度の活用をご検討ください。

## 自立支援医療(精神通院)

お子さまが、発達障害などの症状を軽減するために通院治療が継続して必要な場合、指定医療機関の医療費(精神通院外の医療費は対象外)の助成を受けることができます。主治医や専門医に相談し、診断書を作成してもらいましょう。

なお、こちらの所定診断書は「精神障害者保健福祉手帳(P16参照)申請用」と兼用の様式になっていますので、同時に手帳申請についても主治医と相談し、一緒に検討しましょう。

### 助成内容

統合失調症等の精神疾患、高次脳機能障害、発達障害のある方(お子さま)が、疾患の症状や障害の程度を軽くしたり、進行を防いだりするために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合に、自己負担が1割になります。(世帯の所得に応じた自己負担上限があります。)

### 新規申請

下記の必要書類等を準備し [江田島市役所 社会福祉課(☎ 0823-43-1638)] に申請します。

- ・ 診断書兼意見書 (所定様式・精神障害者保健福祉手帳申請用と兼用)
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 受診者及び受診者と同一の医療保険に加入している世帯員の医療保険証
- ・ 受診者が障害に関する年金等を受給している場合は前年の受給額が確認できる資料

## 重度心身障害者(児)医療

お子さまが、発達障害やその他の障害により重度の障害がある場合、医療費の自己負担について助成を受けられる可能性があります。申請には、下記の障害者手帳の取得が必須となりますので、まずは手帳の取得について(P16参照)検討しましょう。

なお、当制度と乳幼児等の医療費助成制度の両方の対象である場合、当制度が優先されます。

### 対象者

次のいずれかに該当し、所得が一定の制限額を超えない方。

- ① 療育手帳○A・A・○B
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療(精神通院)受給者証を所持
- ③ 身体障害者手帳1級・2級・3級を所持

### 助成内容

対象者が医療を受けた場合、自己負担額が1医療機関につき1日200円となります。ただし、通院の場合は月に4日、入院の場合は月に14日が限度です。

### 新規申請

下記の必要書類を準備し [江田島市役所 保健医療課(☎ 0823-43-1639)] に申請します。

- ・ 健康保険証 ・ 個人番号のわかるもの
- ・ ○A、A、○Bのいずれかの療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療(精神通院)、もしくは1級～3級のいずれかの身体障害者手帳